

(別紙)

個人番号カード等貼り付け台紙【生徒氏名： 】

保護者等情報	保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し 貼付欄 ★通知カードの場合は注②に該当する場合にのみ使用できます。 ※通知カードの裏面に記載事項がある場合は、 両面の写しを添付してください。 ★個人番号記載の住民票を提出する場合 <u>住民票は貼り付けず、そのままご提出ください。</u> ※個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。
	保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し 貼付欄 ★通知カードの場合は注②に該当する場合にのみ使用できます。 ※通知カードの裏面に記載事項がある場合は、 両面の写しを添付してください。 ★個人番号記載の住民票を提出する場合 <u>住民票は貼り付けず、そのままご提出ください。</u> ※個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。

(注)

①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書を本届出書と併せて提出してください。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。裏面に記載事項がある場合は必ず両面の写しを貼付けてください。（貼付の際に欄外にはみ出しても構いません）